

関係各位御中

2020年5月15日

NPO 法人建築ネットワークセンター

理事長 荻野廣己

東京都新宿区早稲田町74番地 鱒淵ビル3階

新型コロナウイルス感染拡大のもと、 住まいの保障と生活再建支援を求める

私たちNPO法人建築ネットワークセンターは、「住まいは人権、暮らしの土台」を理念に20余年にわたり欠陥住宅問題、マンション問題、住環境改善に関する諸問題に取り組んできた。今般、新型コロナウイルスの感染拡大は国民の生命と暮らしに重大な影響を及ぼしている。

政府の緊急事態宣言の発令により、多くの市民は自宅待機を余儀なくされ、また事業者は営業の自粛を強いられて、「狭い住宅でストレスがたまる」「住宅ローンの支払いが困難」「人件費が支払えない」「家賃が支払えない」などの事態が多発している。

私たちは、憲法25条に基づき、収入が減少して家賃が支払えない人に、①公営住宅について家賃の減免、支払い猶予、分割払いを認め、家賃の滞納を理由に退去を求めることはやめる、②国として住居・店舗を問わず賃貸物件について家賃補償を行う、③民間賃貸住宅について借家人が家賃の支払い猶予、分割払いを求めることができる制度を創設し、他方、国は家主に対して家賃減少分を補償する、④住まいを失った人、住宅の要配慮者に対して、公営住宅・雇用促進住宅・借り上げ住宅などを活用して住まいを確保する、⑤地方自治体は新型コロナウイルス感染者に対して安心して療養できる施設を確保する、⑥住まいと仕事を失った生活困窮者の生活保護受給、生活再建を支援する。

私たちは、国・地方自治体が新型コロナウイルスの終息に向けてあらゆる対策をとること、他方、国は国民がこうむる被害に対して適切な補償をすることを求めるものである。

以上